

(議院運営委員会)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出)要

旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書に特例一時金を支給しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

一、当分の間、各年度の三月一日に在職する議員秘書について特例一時金を支給する。

二、本法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。